

ら私の如く幼少より学校にのミ日を送り云ハ、我家の畳一寸掃
たる事なき者とハ素より同日の論にハ参らす兵隊呉^(ヤシ)しは書生呉
しと略似寄て我身一つの呉し方なれハ家内に之ミ育たる者と較
る日にハ我儘の所業多き訳私抒も日夜父君の膝下に侍らハ嘸尊
意に叶はぬ動座あるならんと今より恐居次第考るに政國も私同
然の病を持規矩正き家に住馴ぬ故儘其慮に添ぬ振舞あらん政國
の不動座を抱まい旁是非に理を付る様なれ共兵隊呉しをしたる
所ヤ実家にての育方を考合せたば強ち咎められぬケ條もあら
ん素より我儘を働た両親に苦勞さするハ子たる者の恥る所にて
許し難き所作なれハ幾重にも教訓を加られ其惡癖を除去れん事
を私よりも願申すなれ共又一方より考見れハ右に申たる訳柄あ
れハ其辺考合せられ折^(ハコ)中して能程に取扱れてハ如何ヤとも思ハ
る又同人も最早二十歳以上の人なれハ手執足執の育方をされぬ
ハ素よりの事にて小兒とハ違ひ急にも較しくも仕癖の直るハ覺
束なく何れ共堪忍して除むろに鑄直さねハ叶ぬものかとも思ハ
る読書も人に依て好不好ありて十人か十人同し様に見做れす素
より無学文盲にてハ世渡に差支多く親たる者の見逃されぬ事な
れ共通例の用か達せる丈の文学あらハ其余ハ其者の気向に任せ
商人に成うと百姓に成うと学者に成うと何分にも其者の所長を
助遣る方ハ却て其者の為になる事儘あり強て氣の向ぬ仕事をさ
せても成就ハ覚束なく随て其身の為にもならぬ次第に至らん政
國ニ読書の力ハ何程なるか更に存セね共手紙の文面を以て判す
れハ先通常の用か足る様にも見ゆれハ強て責立るに及ぬかとも
思はる右の数ヶ條ハ父君に対して申上難事なれ共所存を包むも
兵隊^(ヤシ)揚りの人に堪忍頃なるへし自分を諭に引も可笑敷事なか

108 明治12年12月16日 菊池長閑宛

第十四号 明十二年十二月十六日 (長閑注記)

第九号 (十月七日附十一月一日横浜出) 十一月廿八日達し第十
号 (十月廿八日附十一月二十二日横浜出) 今日達す第九号にて
於波ハ藤村の世話に預り居由他人とも違ひ藤村ハ修文所時代よ
りの入懇なれハ安心なり十号に為知られたる桜の芽出ハ殊の外
の珍事なり尊詠ハ最面白聞ゆ政國の儀に付色々尋られたるケ条
の中手紙の認方ハ少し上達したる様に被思時々ハ間違もあれと
兵隊^(ヤシ)揚りの人に堪忍頃なるへし自分を諭に引も可笑敷事なか

可然業ならぬハ恐多をも顧す認めたり扣の一廉ともならは私の幸なり抑誰人にも子を持たる日にハ能育度念の深切なるハ同事なれ共寛やかにして成就する者あり嚴くて仕損ふ人あり段々世の中を見るに付て色々心付たる廉もある中に右念の深より細ケ敷事迄勢／＼云て咎直す人の子ハ必ず背を向て舌を出し大目に見て目に立廉々のミ懇ろに理を解教諭す者の子ハ常に能教を守り善程に育ものゝ如し近親の人々を喻に引も如何敷けれ共外に心当りの輩なれば申さんに大須賀の伯母様ヤ養子ハ何彼と喧敷咎たり叱たりする人達なりしか其子孫ハ教を守らぬのみならず常に冷笑する風なりし本宿の叔父母様ハ決て叱立ぬ人々なりしかとも其子供等ハ能教を守り正く育たり米田の大叔父様ハ委敷ハ存セね共至極嚴く常に恐ろしき顔をし居たる人と覺ゆ去共其手際ハ格別勝れたる人達とも思はれす故那珂先生ハ左に云ふ諸事不取締の如き人なりしか其子ハ人並に劣らず育たり弟子の我々に至まで遂そ叱られたる事なけれ共鬼面火鉢の如き顔をし一神鳴声をして叱付寺小屋先生の教よりハ那珂先生の旨ハ行ハれたり先生の気に合ぬ事を為たる時的心持ハ鞭にて折檻されたる節の氣持よりも悪かりし此等ハ私共後日子を持たる時に鑑と為へき事と存す左すれハ人生銘々性質の異なるものにて我子たり共諸事尽く我思ひ通りにさせん訳に至らぬもの且怖い顔をして叱付るよりハ愛して喻す方か上策なる事と思ふ右ハ政國の事にハ当らぬ事なれ共因に依て考の端ハ遂に爰に至たり子の育方ハ私共の能知へき事なれハ右等の考に謬あらは正され下さらハ幸甚ならん却説政國の病を直す妙薬ハ善き人中を為見る事

(長閑注記)
〔十三年一月廿四日達ス
同二月八日第二号ヲ以返事〕

ならん可愛い子にハ旅させると云ふ譬の通り人中を見ねは吾足らぬ廉も見えず親の教示も身にすます自分の験しにても昔祖母君以下の教を受たる時にハ何故左様にせねは成ぬかと云事ハ更に分らざりし学校に入塾セし以来人に操立られ他人の長所を見て始て吾短を覚え成程祖母君以下の責たるハ爰なりと思し事儘あり人の形を見ねは吾姿の善惡ハ弁難しアメリカを見た所で日本の善惡を悟りたると同然一人の行状迫も此に外ならず役人の就合ハ此薬に成か成ぬかハ知す藤田以下と交たらは功能あるかも知れず父君も爰に見込あらセられて朋友の徳を論されたる由至極同意申す依てハ読書を責立るよりハ此方を勧立たほふ可然と思ふ何分にも人に懊^イする質と察すれハ何様か宜仕方を考付合をさせ度ものなり但し発明なる性とハ思はれぬハ鈍き所ハ堪忍して夫なりに導きたらハ直まいものにも非るへし今更離縁抔してハ阿恵起の不縁を歎く心中も痛み入且政國に勝る聟を又と得ハ極難なるへけれハ先々今一年も仕込まれたし何しろ堪忍か大事なり私逆別に善仕案もなけれ共帰朝の上ハ何か心付かも知ねハ一応當人の動座を見届たし爰に政國よりの書状二通を張付差上の秘密に内覽あるへし読書等ニ付私の見込ハ前に申上たる通りなれハ父君教方の行届ぬ杯とハ夢にも思はす決て私に対し右様の心配あられまし

十四号附録

西洋昔物譚並珍談落し話（思出し次第記したれ

ハ素り順序なし）

一 トルコ国王の大将マレクと云ふ人ギリース国と戰ひ

大勝利を得其帝王をも擒にしけれハ右帝王を呼出し
て問ふ様「貴殿は如何様の取扱を受たと思召ヤ」帝
王答て云けるハ「貴殿若しも王者の師をなけれは吾
を放ち返すべし商人の如き師をする氣ならは吾身を
売へし將又牛屋の様なる軍する意ならは吾を屠るへ
し」トルコの大将其言葉に感し帝を送り返せしと云
ふ

二 ポーランド國（先年ロシヤに亡されし國なり）王カ

シミル第二世ハ殊の外博奕好なりしか或日臣下のコ
ナスキと博奕をなしける時コナスキは負て所持の金
を尽く失けれハ殘念の余り王を殴きたり去ともコナ
スキは直に大罪を犯したる事を覺り其場を逃去んと
せしかと守護兵に捕られて王の前に率れたり其時王
の云けるは「此者の所業ハ更に怪むに足らす博奕の
運にて返報をし兼遂に其朋友を悪様に取扱ふハ世間
儘ある事にて此事の起たる咎ハ只朕一人にあるなり

三 アゼンス国（今はギリス國の一府なり）にて國の祝
に芝居を興行しける時老人の後れ来て其年齢ヤ身形
に相応したる座を得兼居たるものありしか若者共此
体を見て此方に来らは座を譲り遣らんとの意を手真
似にて示しけれハ老人ハ漸々群集を押分て其座に至
ると彼若者共ハ老人の座られぬ様屈付合ひ老人の呆
れた面持を見物人に為見て樂ける故老人ハ憤りの顔
色をしながら彼地此地と迂論付廻りたり然るに斯な
折柄にハ外国人の為に座を設るハ例にて此日も鄰國
のスペルタ人等か來会セ居たりしか老人が其方に近
寄ると皆一同に座を立ち敬しく老人を迎て座を与け
れハ「アゼンス」人ハ忽ち鄰國人の徳心に感し山嶺
も崩る計り聲を揚たり其時老人が呼りて云様「ア
ゼンスの人ハ善を知分るれ共スペルタの人ハ善を行
ふ」と云へりとそ

四 千七百三十四年（今年ハ千八百七十九年なり）にコン
テの領主がフキリツブスバルグを囲たる時一人の勇
卒大胆の働くをなしたる者ありけれハ領主其勇に感し
甚輕少ながらとて金入を投与たり然るに翌朝彼勇卒

は金剛石の指輪ヤ其他金玉の身飾を持來り領主に申けるハ「恐ながら申上ます金財布か入たる金子ハ私に賜たるものと察ますれ共此品々ハ私の持へき謂所

なけれハ返納に罷出ました」領主は勇卒に向ひ「其方の勇氣と正直心を思スハ其方ハ此二倍の褒美にも

預るべき者そ」とて皆呉たりと云ふ

五

英國の大学者アイザーク、ニウトンは至て溫柔なる性合にて心の平かなる事何程の大変事ありても動ぬ人なりしと云ふ此人に金剛石と云ふ飼犬一疋あり殊の外可愛かりて置しに或夜一寸鄰部屋に往戻り見たれハ書院に残し置たる金剛石めか机の上に灯し置たる蠅燭を引摺返し丹青を籠て書居たる草稿に火が移り殆と皆灰となり掛たり此時ニウトンは最早老年にて復書直す力なけれハ数年の骨折も水の泡となりたる次第なりしかとも更に打懲しめ様とも思はす犬に向て「オ、金剛石金剛石お前は何程の悪さをしたか覚ぬそ」と云しのミなりしと云ふ

六

「ゼルマン
トフランス
は少し前ま
て敵國なり
し故に此軍
役ハゼルマ
ンに向て戦
しものと知
へし」

ゼルマン國の陸軍少将ショットは名高き博奕の名人なりしか或夜フランス國の都パリスにてフランスの豪家等余程大金の掛打をなし居たる時フランス軍役某の後家か色々難渋する由を書付合力を頼む書面か廻り来りけれハ諸人各五十両と些少の金を恵みけり此時丁度二千五百両の賄ありたるかショットか「一寸待なさいサア是か後家の物た」と云なから才

を振たるに例の如く勝たれハ其金を皆台より浚び取り廻り来た盆に入て彼後家に遣たると云ふ

七

ラドクリッフと云ふ医者か其友達の大病中始終診察しけるに初め薬礼を差出しても一向に引受す□□て病人ハ全快の後金子を財布に入て持來り「此財布にハ日毎の診察料か入てあり貴殿の信切も去る事ながら拙者の礼謝の意を無になさる訳にもあるまいから之を取納られたし」と述たれハ医者ハ財布の大きさを詠つゝ見舞たる日数を算ひ「拙者も最早辞退し難し一日／＼の薬礼ならは一年か間も押返されるか斯一所に纏められて見てハ中々差戻す訳に参らぬ」と云て受納せしとそ

八

エギリスの公族に抱られたる医者あり「しか」一見舞に付て二十五両の薬礼を貰けれどハ招かれる毎に早速飛出して行けるか或日も例の如く見舞に罷出又二十五両ハメたものと思の外五両金三枚ならてハ呉ねは大に当か違ひ弱りけるか一思案を考出し誤りたる風にて三枚共敷毛氈に落したり側使の者か一々金を拾取りて医者に渡セ共医者ハ矢張り彼地此地と毛氈の上を見廻し物探す体なれハ彼公族ハ金子ハ皆拾取さりしやと問はせたる時医者ハ何食ぬ顔にて「ハイ手にハ三枚ならてハ五座りませぬから跡の一枚ハ未た何所かに荷て居に違ひません」と申けれハ公族も仕方なく又五両金一枚を足し呉たると云ふ

エギリスのドクトル、スマウレットは外出先跛足乞食者か錢を乞けるか一分銀と思ひ誤つて五両金を与けれハ乞食ハ跛足を引摺ながら後より付來り頻りに間違なるへしと云聞せる時スマウレットは同伴に向ひ「サテモく正直の神か飛んた賤しき住家に宿りたるものかな」と云宛五両金今一枚を取出して夫共に遣りけれハ乞食は思寄ぬ恵に逢ひ喜過て言葉なく只難有くと云たりとそ

五歳になる女兒に母様と祖母様ありけるか母様と同事に祖母様を可愛かりけり或日祖母様の誕生日に当りければ母様か娘に向ひ「愛子坊ヤ今日ハ祖母様の誕生日なれハお前ハ祖母様か極年寄になる迄存生する様に守り玉ハれと神様に祈るものたヨ」と云聞せるか娘兒ハ何か驚たる様子にて母の顔を詠る故母ハ「ヲヤマ一お前は祖母様の豆敷て年寄る様に神様エ願掛ぬ氣かい」と問たれば娘兒ハ「オ一母様祖母様ハ最も今ても年寄たから又年寄る様にと願掛るよりハ若くなる様にと祈りたいネ」と答しとそ

昔阿部貞任か俘となりて京都に登りし折公卿共ハ奥州の田舎者か何事も知まいと侮り梅の花を手折来て此ハ何そと尋ねし時貞任ハ「我国の梅の花とハ見ゆれとも大宮人ハ何と云らん」と詠して公卿共を恥しめたる云伝に似たる譚ありフランスの都パリスの為替座橋と云所にハ為替座ヤ仲買屋の都パリスの為

或夜薬種屋か芝居を見物して居し所陸軍の士官か妻を連て来りしか薬屋さんか彼奥様に座を譲ざりしかハ士官ハ恥しめられたりと考ひ果し合状を送たるに薬屋ハ時刻を違す出会て自分がピストルを放事に甚た不馴なれハ一つ果し合の手立を変たしとの趣を述べ懷中より丸薬二つ取り出し士官に向ひ「貴方ハ武士なれハ得手勝手の勝負ハ好まれますまい扱爰に丸薬二つあり一つは極大毒にて一つは何も障りなき薬で五座りますか貴方が其中一つ撰んで服さるゝ時ハ私も眩と残た分を呑ましよう」と云たれハ士官も呆れ互に大笑となりて事済たりと云ふ

或所に極々の貧乏者ありしか一夜其家に盜賊這入たる時主ハ一向愕きたる風なく盜人に言葉を懸お前ハ此夜夜半己の家に来て何を探すか知んか己ハ日の真昼中に尋ねても此家にハ何も見えない」と云しとなん

或息子ハ奢に酔り色々の故障を作り手紙を遣り父よ

り金子を貰しか最早手術も尽果仕方なし左ながら金
か入用なれハ一思案をなし自分死去したるに因て早
速葬式料を送被下たしとの旨を認めたる一封を父に
送りしとそ

十五

或村の鍛冶屋か人殺をなし財に首縊の刑に行ハるへ
き旨申渡されし時村の重立たる百姓共挙て宰判役に
願出たる趣は当村に鍛冶屋とてハ右不調法人の外一
人も五座なく此者か居る節にハ馬に鍛沓を打車輪を
直す等の事出来申さず一村の難渋大方ならぬ故何卒
此者の命を助けられしとなり宰判役ハ「其方共の
申立一応尤ニハ聞いれ共既に科^科を申渡たるに今更夫
を無にする時ハ如何して法を正すへきそ」と申され
たる折日雇取一人進出て「恐ながら申上ます当村に
ハ機織兩人五座りすか斯んな少さき所にハ一人て事
足まずれハ今一人の方を位置に行ハれて可然と存し
ます」と云たりとそ

十六

或学校の先生ハ一書生の不行状を咎めたる〔後^{抹消}〕上一
言の誠を加え至極憫れる声をして「貴方の不行状
を並たる書付を見たら父様か如何計悲しまれん白髪
の老人なれは悲歎に堪兼逝去なざるかも知ぬ訳且
又」と云ハセも果す書生ハ「失敬ながら先生夫ハ貴
方の間違て五座ります私の親父ハ□鬢を冠ります」
と横鎗^{横槍}を入れるとそ

十七

或老儒ハ多口^{オシキ}の若書生に向ひ「考て見なさえ人ハ言

事少なく聞事多からん為に天か耳二つに口ハ唯一つ
授たるてハないか」と申されたりとそ

十八 或人の病中見舞に来たる朋友か何故医者に掛らぬか
と問たれハ病人答て「未だ死ぬ氣ハ無からの事さ」と
云たりとそ

十九

アイルランドの人ハ尻首らの詰らぬ話をする事に名
高く十四番に記したる如き業をなす事数々なり或時
ン人のアイルランド人出会たるか一人「時に彼ヂヨ
ンめか何様して居か」と尋けれハ一人答る「ア、彼^彼
奴^ヤも悪行をして首絞りの位置を申付られたるか牢中
て死んだ計て命か助つた」と云しとそ

二十

又或「ア」人ハ自分の寝顔か見度思ひ鏡に対へて両眼
を閉たりと云ふ

二十一

又「ア」人が出歩行先路側に仆れ居者ありけれハ醉倒
れにてもあらんと頻に搖起セとも更に生体^{シヤウ}なけれハ
鼻息を向けるに少しも息の通はねにて始て其死人な
るを知今々しさの余り死人に向ひ「手前死んだなら
何故早く左様云なかつたのた」と云しとそ

廿二

昔物語の名人エーソップは或日家出先旅人か来掛け
「申^シ向の村迄参るに何程の暇か入ましやう」エー
ソップ答て「存しません」族人「見掛る所貴方^{オイ}ハ此
近辺に住居する人ならん」エーソップ「左様て五座
ります」旅人「左らは此近所の道程^{ドウコウ}を五存したろう」
エーソップ「仰の通り」旅人「夫なら幾位時か入るか

分りそうなものた」エソープ「申上兼ます」旅人ハ此爺狂氣者に違なしと悟り歩み出して二三間も行るかと思ふ時エソープか抹消〔呼留て〕「オ・イ／＼旅の人」と呼留「二時間も懸たら向村迄着れましよう」と云為知たれハ旅人ハ大に怒り「己^{オレ}か最前彼程繰返して尋た時何故夫と知せなんた此馬鹿爺め」と咎けるかエソープは一向恐たる風もなく「貴方の歩行様を見ぬ前にハ何様して二時間とも三時間とも云れましようかい」と答しとそ

又折あらは後便に申上へし